

会計年度任用職員の勤務時間・休暇等(案)について

別紙

休暇制度等	会計年度任用職員																																																																		
	制度の有無	給与	取得要件 (常勤職員と異なる場合に記載)	付与日数	付与単位																																																														
勤務時間	育児時間	○	無給	—	産後休暇期間終了日の翌日から1年 1日に2回それぞれ45分以内(通算90分の取得も可能。父母合わせて90分以内)	45分単位																																																													
	育児短時間勤務	×	—	—	—	—																																																													
	育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の免除・制限の取り扱い	○	—	—	—	—																																																													
	介護時間	○	無給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ引き続き在職した期間が1年以上あり、かつ1日の勤務時間が6時間以上の勤務日がある者が対象。	連続する3年の期間内で必要と認められる期間 1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間)	15分単位																																																													
休暇	年次有給休暇	○	有給	6月以上の任期が定められている者が対象。ただし、1年間の所定勤務日数が47日以下の場合、年次有給休暇を付与しない。	任用開始日において、下表のとおり付与する。 <table border="1"> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上※</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日~216日</td> <td>121日~168日</td> <td>73日~120日</td> <td>48日~72日</td> </tr> <tr> <td colspan="6">年次有給休暇 付与日数</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">起 雇 用 の 期 間 継 続 し た 日 数</td> <td>1年未満</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>11日</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>14日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>5日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>16日</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>18日</td> <td>13日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>6年以上</td> <td>20日</td> <td>15日</td> <td>11日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> </table> <p>※1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上である職員を含む。 ・会計年度任用職員以前の任期に付与された年次有給休暇の残日数は、継続勤務とみなされる場合に限り、20日を上限に、繰越し可能とする。 ・会計年度任用職員以前の勤務と会計年度任用職員としての勤務が継続勤務とみなされる場合は、付与日数を算定する際の継続勤務期間に、会計年度任用職員以前の勤務年数を通算する。</p>	一週間の勤務日の日数	5日以上※	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日	年次有給休暇 付与日数						起 雇 用 の 期 間 継 続 し た 日 数	1年未満	10日	7日	5日	3日	1日	1年	11日	8日	6日	4日	2日	2年	12日	9日	6日	4日	2日	3年	14日	10日	8日	5日	2日	4年	16日	12日	9日	6日	3日	5年	18日	13日	10日	6日	3日	6年以上	20日	15日	11日	7日	3日	1日、1時間又は45分 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)
	一週間の勤務日の日数	5日以上※	4日	3日	2日	1日																																																													
	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日																																																													
	年次有給休暇 付与日数																																																																		
	起 雇 用 の 期 間 継 続 し た 日 数	1年未満	10日	7日	5日	3日	1日																																																												
		1年	11日	8日	6日	4日	2日																																																												
		2年	12日	9日	6日	4日	2日																																																												
		3年	14日	10日	8日	5日	2日																																																												
		4年	16日	12日	9日	6日	3日																																																												
		5年	18日	13日	10日	6日	3日																																																												
6年以上	20日	15日	11日	7日	3日																																																														
生理休暇	○	無給	—	必要と認められる日数	1日																																																														
産前休暇	○	無給	—	出産予定日以前8週間	1日																																																														
産後休暇	○	無給	—	出産日翌日から8週間	1日																																																														
妊娠障害休暇	○	無給	—	6日	1日																																																														
出産補助休暇	×	—	—	—	—																																																														
育児参加休暇	×	—	—	—	—																																																														
結婚休暇	○	有給	—	連続して7日。ただし、短時間勤務職員における付与日数は、1週間の勤務日の日数に7を乗じて得た数を5で除して得た日数1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数に読み替えるものとする。	1日																																																														
忌服休暇	○	有給	—	親族別日数(4親等まで)	1日																																																														
年次祭し休暇	×	—	—	—	—																																																														
夏季休暇	○	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ6月以上の任期が定められている者が対象。	○6月16日現在在職する職員 5日 ○6月17日から7月1日までの間の採用者及び復職者 3日 ○7月2日から8月1日までの間の採用者及び復職者 1日 ただし、短時間勤務職員における付与日数は、割り振られた日数に1週間の勤務日の日数を乗じて得た数を5で除して得た日数1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数に読み替えるものとする。	1日(1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																														
社会貢献活動休暇	×	—	—	—	—																																																														
子の看護休暇	○	無給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ6月以上継続勤務している者が対象。	中学校就学始期まで。 一の年度において5日(子が2人以上の場合は10日)	1日、1時間又は45分 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																														
短期の介護休暇	○	無給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ6月以上継続勤務している者が対象。	一の年度において5日(被介護者が2人以上の場合は10日)	1日、1時間又は45分 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																														

会計年度任用職員の勤務時間・休暇等(案)について

別紙

休暇制度等	会計年度任用職員																					
	制度の有無	給与	取得要件 (常勤職員と異なる場合に記載)	付与日数 付与単位																		
介護休暇	○	無給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ引き続き在職した期間が1年以上等の者が対象。	通算93日以内(3回まで分割可) 1日、1時間又は45分 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																		
病気休暇	○	無給	6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く)	下表のとおり付与する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上※</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日~216日</td> <td>121日~168日</td> <td>73日~120日</td> <td>48日~72日</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </table> ※1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上である職員を含む。	一週間の勤務日の日数	5日以上※	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日	付与日数	10日	7日	5日	3日	1日
一週間の勤務日の日数	5日以上※	4日	3日	2日	1日																	
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日																	
付与日数	10日	7日	5日	3日	1日																	
休業・休職	育児休業	○	次のいずれにも該当すること ①引き続き在職した期間が1年以上あること ②1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること	産後休暇が終了した日の翌日から子が1歳に達する日まで 1日																		
	育児部分休業	○	次のいずれにも該当すること ①引き続き在職した期間が1年以上あること ②1週間の勤務日が3日以上であること、又は1年間の勤務日が121日以上であり、かつ1日の勤務時間が6時間を超える日があること	子が3歳に達する日まで 1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間) 15分単位																		
	高齢者部分休業	×	—	—	—																	
	配偶者同行休業	×	—	—	—																	
	自己啓発休業	×	—	—	—																	
	病気休職	○	無給	—	任期の範囲内 1月以上																	